

徳 備 第 2 0 号
徳 会 第 7 6 号
徳 務 第 5 8 号
徳 生 企 第 6 9 号
徳 地 第 2 6 号
徳 刑 企 第 2 6 号
徳 捜 一 第 7 5 号
徳 鑑 第 1 6 号
徳 交 企 第 1 8 号
徳 交 指 第 2 0 号
徳 公 第 1 2 号
徳 機 第 2 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿
(回議先 全課長)

保存 期間	10年 (令和17年3月31日まで)
----------	-----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

徳島県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達甲）

徳島県警察災害派遣隊設置要綱（平成24年徳島県警察本部訓令第23号。以下「旧訓令」という。）に定める警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編成、運用等については、徳島県警察災害派遣隊の編成、運用等について（令和4年8月1日徳備第260号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、警察庁が警察災害派遣隊の運用について見直したことから、旧訓令を全部改正するとともに、旧通達の内容を見直し、次のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第1 用語の定義

この通達における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- 2 大規模災害発生時 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

- 3 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- 4 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。
- 5 派遣元警察 被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

1 編成等

(1) 編成

即応部隊の各隊の編成は、次のとおりとする。

ア 広域緊急援助隊

別表第1から別表第3までに定める基準に従い、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

なお、出動の際の機動警察通信隊員（機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）第5条第1項の規定により指名される隊員をいう。以下同じ。）の帯同については、機動警察通信隊長（同訓令第5条第2項に規定する機動警察通信隊の隊長をいう。以下同じ。）と協議するものとする。

イ 広域警察航空隊

別表第4に定める基準に従い、広域警察航空隊を編成するものとする。

なお、出動の際は、任務に応じて警察航空隊特務係を帯同するものとする。

ウ 緊急災害警備隊

別表第5に定める基準に従い、緊急災害警備隊を編成するものとする。

なお、出動の際の機動警察通信隊員の帯同については、機動警察通信隊長と協議するものとする。

(2) 他県部隊との連合編成等に係る調整

本県の警察災害派遣隊の即応部隊の編成及び各都道府県から被災地等に派遣される警察災害派遣隊各隊の連合編成に必要な調整については、別表第6に定める警察庁及び管区警察局の即応部隊各隊の主管課において行われる。

2 隊員の指定等

(1) 主管課長による候補者の上申

別表第6に定める県警察の即応部隊各隊の主管課の長（第2において「主管課長」という。）は、関係所属長と協議を行った上でそれぞれ次に掲げるとおり隊員候補者を選定し、警察災害派遣隊員指定上申書（別記様式第1号。以下「隊員指定上申書」という。）により、春季の異動後速やかに、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、かつ、指揮能力の優れた者を選定するものとする。

ア 広域緊急援助隊

(ア) 警備部隊

機動隊長が、機動隊又は管区機動隊の隊員のうちから選定するものとする。

(イ) 交通部隊

交通指導課長が、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員のうちから選定するものとする。

(ウ) 刑事部隊

捜査第一課長が、検視官等の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員のうちから選定するものとする。

イ 広域警察航空隊

警備課長が、警察航空隊の隊員のうちから選定するものとする。

ウ 緊急災害警備隊

機動隊長が、管区機動隊の隊員（アの(ア)の規定により広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として選定された者を除く。）のうちから選定するものとする。

(2) 予備隊員の選定

広域緊急援助隊の各部隊及び緊急災害警備隊の候補者の上申に当たっては、事後の欠員補充に備えて、各隊の定数のおおむね2割程度の予備の隊員（以下「予備隊員」という。）を併せて選定しておくものとする。

(3) 隊員の指定

本部長は、上申のあった職員（予備隊員を含む。）が各隊員としてふさわしい者であると認めるときは、隊員に指定し、警察災害派遣隊員指定書（別記様式第2号）により隊員の所属の長に通知するものとする。

(4) 指定の期間等

隊員の指定期間は、原則として指定した年の翌年の3月31日までとする。ただし、再指定を妨げない。

(5) 隊員の指定の解除等

ア 主管課長は、隊員が昇任、異動、疾病等により隊員として適さない事由が生じたときは、速やかに後任の隊員を選定し、警察災害派遣隊員指定解除及び補充指定上申書（別記様式第3号）により本部長に上申するものとする。

イ 本部長は、アの規定による上申に基づき当該隊員の指定を解除するとともに、補充指定の上申のあった職員が後任の隊員としてふさわしい者であると認めるときは、新たに隊員に指定し、警察災害派遣隊員指定書により当該隊員の所属の長に通知するものとする。この場合において、後任の隊員の指定期間は、前任の隊員の残任期間とする。

3 活動

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次に掲げる活動を行う班を置くものとする。

なお、派遣される部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替えて運用しても差し支えない。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

部隊幹部を含めた先行情報班を編成するときは、救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制及びその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

(イ) 遺族対応班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の被災者支援部隊等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及

び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日は除く。）は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は現地指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

6 運用

即応部隊の運用については、次に掲げるとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本通達のほか、震度5強以上の地震等が発生した場合における警察用航空機の運用に係る方針について（令和5年3月17日警察庁丙会発第46号）等によるものとする。

(1) 部隊派遣の事前措置

警備課長及び主管課長は、大規模災害発生時において直ちに中国四国管区警察

局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、死体取扱関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察用航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中国四国管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 隣接県が被災した場合

隣接する香川県、愛媛県、高知県及び兵庫県が被災した場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点、装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

7 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害、交通事故及び受傷事故の発生が危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなど、事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。また、より効果的な広報対応等を実施するため、必要に応じ、即応部隊への広報調整担当者の帯同についても配慮するものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気

象特性等を総合的に判断し、適切な燃料管理を行うものとする。

- (イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

8 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

大規模災害発生時に際して迅速に即応部隊を派遣することができるよう、展開経路・移動手段の検討、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行、自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等を行い、有事即応体制を保持するものとする。

(2) 教養及び訓練の徹底

主管課長は、関係所属長と連携の上、即応部隊の隊員（予備隊員を含む。）に対し、専門的かつ実戦的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備資機材の管理

即応部隊が使用する装備資機材を管理する所属は、当該装備資機材を常に良好な状態に整備しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整備・管理しておくものとする。

第3 一般部隊の編成、運用等

1 編成等

(1) 編成

一般部隊の各隊の編成は、次のとおりとする。

ア 特別警備部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、特別警備部隊を編成するものとする。また、部隊に必要な班の設置については、警察庁の指示によるものとする。

イ 特別犯罪抑止部隊

別表第7に定める基準に従い、特別犯罪抑止部隊を編成するものとする。また、特別犯罪抑止部隊の基本構成は、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成するものとする。

ウ 被災者支援部隊

別表第7に定める基準に従い、被災者支援部隊を編成するものとする。また、相談対応及び防犯指導に従事する職員の基本構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する

る車両1台につき隊員2人以上として編成するものとする。

エ 特別自動車警ら部隊

別表第7に定める基準に従い、特別自動車警ら部隊を編成するものとする。
また、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台につき隊員2人とする。

なお、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当する特務班を含めて編成し、指揮官及び隊員を指定するものとする。

オ 特別機動捜査部隊

別表第7に定める基準に従い、特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。また、特別機動捜査隊は、被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）の長又は警察署長の指揮の下、原則として交替制勤務に従事するものとするが、被災地等の状況を踏まえて、勤務形態を変更することを妨げない。

なお、部隊の入替えについては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

カ 身元確認支援部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。

身元確認支援部隊の編成（派遣元警察の範囲、隊数、派遣先、派遣期間等）については、身元不明の遺体数、行方不明者数、被災県警察の要望等を踏まえ、警察庁及び関係管区警察局長が必要な調整を行った上で行うものとする。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準ずるものとする。

キ 特別交通部隊

別表第7に定める基準に従い、特別交通部隊を編成するものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、中国四国管区警察局長を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

(2) 他県部隊との連合編成等に係る調整

本県の警察災害派遣隊の一般部隊の編成及び各都道府県から被災地等に派遣される警察災害派遣隊各隊の連合編成に必要な調整は、別表第8に定める警察庁及び管区警察局長の一般部隊各隊の主管課において行われる。

2 隊員の指定等

(1) 主管課長による候補者の上申

別表第8に定める県警察の一般部隊各隊（特別警備部隊及び身元確認支援部隊を除く。）の主管課の長（第3において「主管課長」という。）は、関係所属長と

協議を行った上でそれぞれ次に掲げるとおり隊員候補者を選定し、隊員指定上申書により、春季の異動後速やかに、警備課長を經由して本部長に上申するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、かつ、指揮能力の優れた者を選定するものとする。

なお、特別警備部隊及び身元確認支援部隊は、部隊派遣に際して、主管課長が関係所属長と協議を行った上で指定するものとする。

ア 特別警備部隊

警備課長が、県機動隊、管区機動隊及び第二機動隊の隊員のうちから指定するものとする。

イ 特別犯罪抑止部隊

生活安全企画課長が、生活安全部門及び刑事部門を中心とした警察官のうちから、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有するものを選定するものとする。

ウ 被災者支援部隊

生活安全企画課長が、生活安全部門及び警務部門を中心とした職員のうちから選定するものとする。ただし、行方不明者等相談情報の収集及び整理については、生活安全部門に属する警察官のうちから選定するものとする。

エ 特別自動車警ら部隊

生活安全部地域課長が、地域部門を中心とした警察官のうちから選定するものとする。

オ 特別機動捜査部隊

捜査第一課長が、刑事部門に属する警察官のうちから選定するものとする。

カ 身元確認支援部隊

鑑識課長が、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした職員のうちから指定するものとする。

キ 特別交通部隊

交通指導課長が、交通部門に属する警察官のうちから選定するものとする。

(2) 予備隊員の選定

予備隊員の選定については、第2の2の(2)の規定を準用する。

(3) 隊員の指定

隊員の指定については、第2の2の(3)の規定を準用する。

(4) 指定の期間等

指定の期間等については、第2の2の(4)の規定を準用する。

(5) 隊員の指定の解除等

隊員の指定の解除等については、第2の2の(5)の規定を準用する。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及びその他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

避難所等を訪問しての相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）を行うほか、大規模災害発生時の状況により行方不明者等相談情報の収集及び整理を行う。

(4) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等の活動を行う。

(5) 特別機動捜査隊

被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等の各種捜査活動を行う。

(6) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(7) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊
おおむね10日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊
おおむね8日間（2交替制勤務の場合、各班3当務）をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊
被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊
おおむね2週間をめどとする。

5 運用

一般部隊の運用については、第2の6の規定を準用する。

6 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

各隊共通の留意事項については、第2の7の(1)の規定を準用する。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

防犯カメラは、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上、設置の可否を判断するものとする。

設置場所の選定に当たっては、上記の諸事情を考慮の上、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象に選定するものとする。

イ 相談対応等の推進

(ア) 相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため、被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解及び協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載並びに提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認、ひいては身元確認が不可能となるなどの重大な問題を引き起こすことに直結するため、その保管・管理について万全を期するものとする。

7 平素の措置

(1) 教養及び訓練の徹底

主管課長は、関係所属長と連携の上、一般部隊の隊員（予備隊員を含む。）及び部隊活動に従事する可能性のある職員に対し、通信機材の取扱い等専門的かつ実戦的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員間の融和並びに隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(2) 装備資機材の管理

各所属長は、いかなる災害の発生に際しても、派遣される一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好な状態に整備・管理しておくものとする。

第4 積極的な広報

各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察、派遣元警察等と連携し当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場及び派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。

また、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

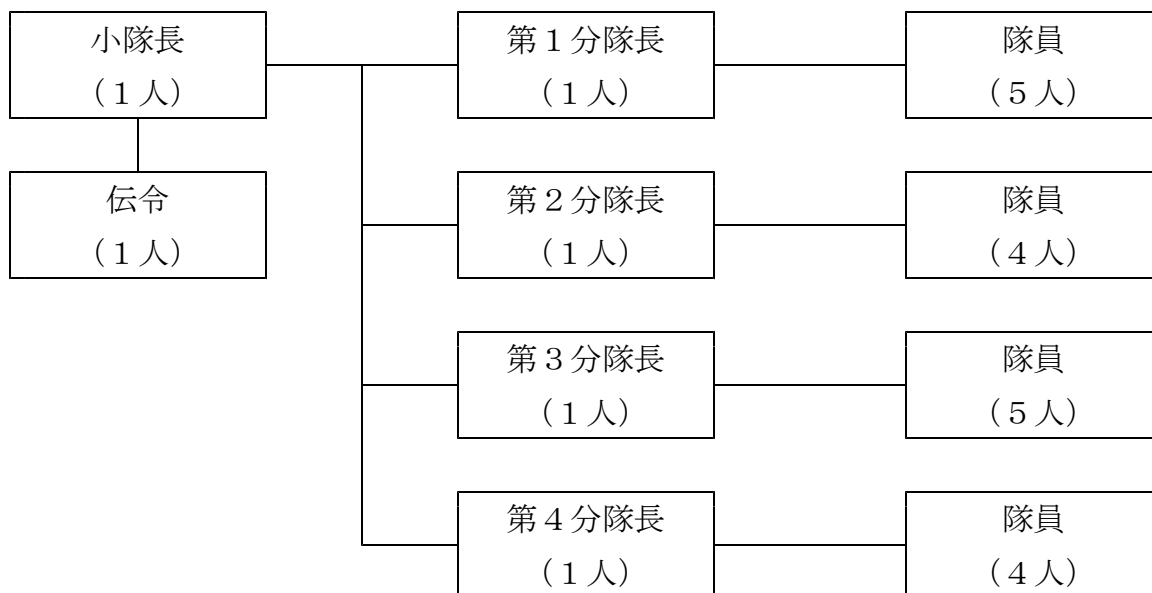
第5 支援対策室及び支援対策部隊との連携

警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、装備資機材及び燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

別表第1 (第2関係)

広域緊急援助隊 (警備部隊) 編成表

1 部隊編成基準



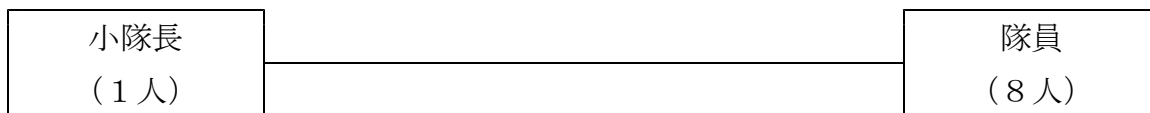
2 小隊当たりに置く班の編成基準

先行情報班	救出救助班	隊本部班	計
4人	18人	2人	24人

別表第2（第2関係）

広域緊急援助隊（交通部隊）編成表

1 部隊編成基準



2 小隊当たりに置く班の編成基準

先行情報班	交通対策班	管理班	計
2人	5人	2人	9人

別表第3（第2関係）

広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表

1 部隊編成基準

隊数	編成		計
	死体取扱班	遺族対応班	
2 隊	20人	4人	24人

2 1 隊の編成基準

死体取扱班						遺族対応班	計
隊長	隊長付	記録係	写真係	指紋採取係	補助員		
1人 警視又は 警部	2人 警部補	1人	1人	2人	3人	2人	12人

備考1 隊長は、遺族対応班の指揮を兼ねて行うこと。

2 各隊の遺族対応班のうち1人は、被害者支援に関する知識及び経験を有する職員のうちから指名すること。

別表第4（第2関係）

広域警察航空隊編成表

隊数	編成		計
	操縦士	整備士	
1 隊	2 人	2 人	4 人

別表第5（第2関係）

緊急災害警備隊編成表

隊数	編成			計
	警部	警部補	巡查部長・巡查	
1 隊	1 人	2 人	21 人	24 人

別表第6（第2関係）

即応部隊各隊の主管課

1 警察庁及び管区警察局

部 隊	主 管 課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（四国警察支局広域調整課）
広域緊急援助隊（交通部隊）	警察庁交通局交通指導課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（四国警察支局広域調整課）
広域緊急援助隊（刑事部隊）	警察庁刑事局捜査第一課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
広域警察航空隊	警察庁長官官房会計課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（中国四国管区警察局総務監察・広域調整部災害対策官）
緊急災害警備隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（四国警察支局広域調整課）

2 県警察

部 隊	主 管 課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警備部機動隊
広域緊急援助隊（交通部隊）	交通部交通指導課
広域緊急援助隊（刑事部隊）	刑事部捜査第一課
広域警察航空隊	警備部警備課
緊急災害警備隊	警備部機動隊

別表第7（第3関係）

一般部隊編成表

1 特別犯罪抑止部隊

隊数	隊員
1 隊	4 人

2 被災者支援部隊

隊数	隊員
1 隊	6 人

3 特別自動車警ら部隊

隊数	車両数	隊員	
		2 交替	3 交替
1 隊	1 台	5 人	7 人

備考 災害の規模等に応じて派遣車両数は変動する。

4 特別機動捜査部隊

隊数	車両数	隊員	
		2 交替	3 交替
1 隊	2 台	4 人	6 人

備考 車両数は、隊員が勤務交替時に宿泊場所から勤務場所への往復等に使用する車両を含んだ数であり、全車捜査車両で編成する必要はない。

5 特別交通部隊

隊数	隊員
1 隊	10 人

別表第8（第3関係）

一般部隊各隊の主管課

1 警察庁及び管区警察局

部 隊	主 管 課
特別警備部隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（四国警察支局広域調整課）
特別犯罪抑止部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査支援分析管理官 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
被災者支援部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
特別自動車警ら部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
特別機動捜査部隊	警察庁刑事局捜査第一課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
身元確認支援部隊	警察庁刑事局犯罪鑑識官 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課（四国警察支局広域調整課）
特別交通部隊	警察庁交通局交通指導課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課（四国警察支局広域調整課）

2 県警察

部 隊	主 管 課
特別警備部隊	警備部警備課
特別犯罪抑止部隊	生活安全部生活安全企画課
被災者支援部隊	生活安全部生活安全企画課
特別自動車警ら部隊	生活安全部地域課
特別機動捜査部隊	刑事部捜査第一課
身元確認支援部隊	刑事部鑑識課
特別交通部隊	交通部交通指導課

別記様式第2号（第2、第3関係）

年 月 日

（ 関 係 所 属 長 ） 殿

徳島県警察本部長

警察災害派遣隊員指定書

年度の災害派遣隊員を次のとおり指定したので通知する。

1 即応部隊

隊

部隊職名	班名	所属	階級	氏名	備考

2 一般部隊

隊

部隊職名	班名	所属	階級	氏名	備考

備考 備考欄には、新任・再任の別等を記載すること。

